

3月教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 平成31年3月12日（火） 午後3時30分～午後4時02分
- 2 場 所 湖西市役所2階市長公室
- 3 出席者 教 育 長 渡辺 宜宏
委 員 袴田 雄司 佐原 陽子 河合 禎隆 田中ゆかり
事 務 局 教 育 次 長(鈴木 徹) 教 育 総 務 課 長(太田 英明)
学 校 教 育 課 長(山田 忠) 幼 児 教 育 課 長(安形 知哉)
社 会 教 育 課 長(戸田 昌宏) スポーツ・文化課長(岡本 聡)
図 書 館 長(山本 茂明) 教 育 総 務 課 長 代 理(馬淵 豪)
- 4 議 案 第 9 号 湖西市教育委員会事務局職員の人事異動の承認について
- 5 報 告 第 4 号 湖西市西部地域センター条例施行規則の一部改正について
第 5 号 湖西市文化財保存費補助金交付要綱の一部改正について
第 6 号 湖西市スポーツ少年団選手派遣費交付金交付要綱の一部改正について

午後 3 時30分開会

(渡辺教育長) 出席は 4 名、定足数に達しているので、平成31年 3 月湖西市教育委員会定例会を開会する。

審議に入る前に、事務局から報告の申出があったので、事務局の発言を認める。教育総務課長。

(教育総務課長) 3 月議会で可決された補正予算について、報告させていただく。

教育委員会 2 月定例会において承認いただいた議案第 6 号「平成30年度湖西市一般会計補正予算（第 6 号）要求について」に係る補正予算が、3 月 4 日開催の湖西市議会 3 月定例会中日において可決されたので、報告する。

(渡辺教育長) 議案第 9 号については、人事に関する議案であるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第 7 項ただし書の規定により非公開にしたいが、よろしいか。

(異議なし)

(渡辺教育長) 異議なしと認め、議案第 9 号については、非公開にすることと決定した。

(議案第 9 号 説明・質疑・採決 (可決))

(渡辺教育長) ここで、暫時休憩とする。

午後 3 時19分休憩

午後 3 時21分再開

(渡辺教育長) 休憩を解いて会議を再開する。

報告第 4 号「湖西市西部地域センター条例施行規則の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(社会教育課長) 報告第 4 号「湖西市西部地域センター条例施行規則の一部改正について」、湖西市西部地域センター条例施行規則（平成30年湖西市規則第35号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。平成31年 3 月12日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

西部地域センターでは、1 階受付カウンター西側に図書室を設置している。図書室に備付けの図書については、市立図書館条例施行規則を読み替えて準用し貸出しや管理をしている。

2 月の定例教育委員会で承認を受けた湖西市立図書館条例施行規則の改正した条ずれの箇所を、西部地域センター条例施行規則の条文でも引用があり整合を図るため規則を改正し、平成31年2月25日に公布したものである。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

市立図書館条例施行規則の一部改正によるものである。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第5号「湖西市文化財保存費補助金交付要綱の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 報告第5号「湖西市文化財保存費補助金交付要綱の一部改正について」、湖西市文化財保存費補助金交付要綱（平成4年湖西市告示第88号）を別紙のとおり改正したので報告する。平成31年3月12日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺宜宏。

この要綱については、文化財保護法及び湖西市文化財保護条例の規定に基づき指定された市の区域内に所在する文化財の保存及び活用に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することを定めたものである。この要綱は、3年ごとに見直しを行うことになっており、今回の一部改正は、今年の3月31日でこの要綱の効力が失われるということで、その適用の期限を平成34年3月31日に改めたものである。また、様式については、あて先を「湖西市長様」から「(宛先)湖西市長」に改め、同様に様式第3号と様式第5号も改めたもので、この場で報告するものである。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(河合委員) 元号の改正が4月にある。期限に平成を使用しているが、5月に元号の一部改正をするのか。

(スポーツ・文化課長) 期限については、平成34年ということで表記した。元号については、改正後に一部改正することになると思う。

(教育次長) 元号が改正した後は、他の規則、要綱や規程など一括で改正すると思われる。

(河合委員) 分かった。

(渡辺教育長) 続いて、報告第6号「湖西市スポーツ少年団選手派遣費交付金交付要綱の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 報告第6号「湖西市スポーツ少年団選手派遣費交付金交付要綱の一部改正について」、湖西市スポーツ少年団選手派遣費交付金交付要綱（平成5年湖西市告示第68号）を別紙のとおり改正したので報告する。平成31年3月12日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺宜宏。

この交付金は、スポーツ少年団の充実した活動を支援するため、県大会以上に出場する選手の派遣に要する経費に対して交付するものである。要綱の一部改正の内容は、今年度以降も少年団活動は活発に継続されることから、要綱の効力の期限を平成34年3月31日まで延長したものである。

また、様式第2号の「2 交付の対象」と「3 交付条件」については、改行箇所を改正している。様式第1号、様式第3号と様式第5号は、あて先を「湖西市長様」から「(宛先)湖西市長」に改め、様式第2号、様式第3号と様式第4号の「年 月 日付け」の行の「年度」の前に空白部分をいれるよう改めたもので、この場で報告するものである。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(佐原委員) 様式を改正しているが、これまで印刷してあるものが無駄にならないか。あて先などを改正する必要はあるのか。

(スポーツ・文化課長) あて先の改正は、湖西市教育委員会要綱で定める様式における敬称の取扱いに関する要綱（平成17年9月28日教育委員会告示第20号）によるものである。宛名に敬称が付されている場合は、当該敬称を削り、宛先を冠したものと読み替えて適用することになっていることから、様式を改正するものである。

(渡辺教育長) この様式は、複写式の用紙として印刷されているか。

(スポーツ・文化課長) 印刷したものではないため、無駄にはならない。

(佐原委員) 分かった。

(渡辺教育長) 本日の案件については、これをもって全て終了した。

これにて、平成31年3月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉 会 午後 4 時02分終了